

5 相 続 稅

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成20年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成21年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相 続 時 精 算 課 税　相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 历 年 課 税 分 贈 与 財 产 価 额　相続人に相続開始前3年以内に被相続人から历年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2 割 加 算 额　相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 農 地 等 納 稅 猶 予 額　相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合に、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額の相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう。
- (5) 株 式 等 納 稅 猶 予 額　後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代經營者）から取得し、その会社を経営していく場合に、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう。

3 相続税の税率等（平成21年分）

法 定 相 続 分 に 応 す る 取 得 金 額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	4,700万円

（使用方法） 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 遺 产 に 係 る 基 礎 控 除　5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。
- (2) 税 额 控 除　相続税額から控除される金額で次の種類がある。
- イ 历 年 課 税 分 贈 与 税 额 控 除　暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- ロ 配 偶 者 の 税 额 軽 減　配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
- ハ 未 成 年 者 控 除　未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障 害 者 控 除　障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相 次 相 続 控 除　被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (3) 相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 额 控 除　相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。